

早朝勤務者のタクシー乗車券使用基準

〔 17川総労第525号 〕
〔 平成18年3月31日 〕

（趣旨）

- 1 この基準は、正規の勤務時間によるその日の勤務が午前6時30分以前に開始される職員（以下「早朝勤務者」という。）が通勤に当たりタクシー乗車券を使用する場合の基準について定めることを目的とする。

（使用基準）

- 2 早朝勤務者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合にタクシー乗車券を使用することができるものとする。

（1）正規の勤務時間によるその日の勤務が午前6時30分以前に開始される場合に、当該勤務（以下「早朝勤務」という。）のために通勤するとき。

（2）川崎市職員の通勤手当に関する規則（昭和46年川崎市人事委員会規則第16号。以下「規則」という。）第6条に規定する通常の通勤の経路及び方法により通勤することができないとき。

（3）早朝勤務のための通勤により、早朝勤務以外の日には生じない運賃又は料金の負担が生じるとき。

（使用できる範囲）

- 3 タクシー乗車券は、前項に該当する場合に、必要最小限の範囲で使用できるものとする。

（使用状況の確認）

- 4 所属長は、タクシー乗車券の使用が、この基準に基づき適正に行われているかどうかを随時確認するものとする。

附 則

この基準は、平成18年4月1日から施行する。